

医療法人中川会飛鳥病院訪問看護ステーション運営規程

令和7年6月1日制定施行

(目的)

第1条 この規程は、医療法人中川会飛鳥病院の運営及び組織に関する規則（令和5年11月1日制定。以下「病院運営規則」という。）第9条第3項第3号の規定に基づき、ステーションの運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、病院運営規則第2条に規定するもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 「ステーション」とは、病院運営規則第9条第3項の規定に基づき設置される訪問看護ステーションをいう。
- (2) 「訪問看護」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護をいう。
- (3) 「主治医」とは、在宅療養者の主治の医師をいう。
- (4) 「利用者」とは、訪問看護を利用する在宅療養者をいう。
- (5) 「職員」とは、ステーションに所属する正職員、臨時職員及び特別契約職員をいう。
- (6) 「看護師等」とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。
- (7) 「利用申込者」とは、訪問看護を利用するための申込みを行う在宅療養者をいう。

2 この規程における用語の意義は、前項に規定するもののほか、病院運営規則及び医療法人中川会飛鳥病院就業規則（平成23年7月1日施行。以下「就業規則」という。）において使用する用語の例による。

(事業目的)

第3条 ステーションは、地域の要支援状態等にある在宅療養者に対し、当該在宅療養者の主治の医師（以下「主治医」という。）の指示に基づき、適正な訪問看護を提供することにより、当該在宅療養者の心身の機能回復及び生活の質の向上を図り、並びに療養生活を支援することを目的とする。

(運営方針)

第4条 ステーションは、前条の事業目的を達成するため、地域との結びつきを重視し、並びに地域の保健、医療及び福祉サービスと密接に連携するものとし、もって適正な運営を図るものとする。

2 ステーションの運営方針は、次に定めるとおりとする。

- (1) 利用者が可能な限り自立し、安心して日常生活を営むことができるよう支援する。
- (2) 訪問看護を提供することにより、利用者の生活の質を確保し、並びに日常生活における健康管理及び活動の維持及び回復を図るとともに、在宅医療を推進し、及び快適な在宅療養ができるよう努める。
- (3) 地域の市町村、地域包括支援センター及び保健所並びに近隣の保健、医療又は福祉サービスを提供する事業所等（以下「関係機関」という。）並びに主治医と密接に連携することにより、総合的なサービスの提供に努める。
- (4) 利用者の個人情報の保護、利用者に対する虐待及びハラスメントの防止、身体拘束等の禁止その他人権の擁護のため、職員に対し、研修を実施する等の必要な措置を講じる。

(ステーションの名称及び所在地)

第5条 ステーションの名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	医療法人中川会飛鳥病院訪問看護ステーション ハートフルあすか高取
所在地	奈良県高市郡高取町与楽1160番地

(職員)

第6条 理事長は、次の各号に掲げる職員を置き、それぞれ当該各号に掲げる職員の職をもって充てる。

- (1) 管理者 所長
- (2) 看護職員 看護師等
- 2 前項第1号に掲げる管理者(以下「管理者」という。)の職務は、病院運営規則第12条第6号に規定する職務権限のほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1) ステーションを健全かつ安定的に運営すること。
 - (2) 利用者に対し、良質な訪問看護を提供し、及び訪問看護の利用の申込みに係る調整を行うこと。
 - (3) 職員が効果的、効率的及び安全に訪問看護を実践できる環境を整備すること。
 - (4) 関係機関及び主治医との連携が円滑に行える環境を整備すること。
 - (5) 訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づいた訪問看護が確実かつ適正に行われるよう、主治医と密接かつ適切に連携を図ること。
 - (6) 訪問看護計画書(以下「計画書」という。)及び訪問看護報告書(以下「報告書」という。)の作成に関し、前項第2号に掲げる看護職員(以下「看護職員」という。)(准看護師を除く。)に対する指導及び管理を行うこと。
 - (7) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。
 - (8) ステーションの設備及び物品の衛生的な管理を行うこと。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、適正に訪問看護を提供し、及び訪問看護の提供を一元的に管理すること。
- 3 看護職員(准看護師を除く。)の職務は、病院運営規則第14条第2項に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 計画書を作成すること。
 - (2) 作成した計画書の主要な事項について、利用者又はその家族に説明すること。
 - (3) 報告書を作成すること。
- 4 看護職員の職務は、前項に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 適正な訪問看護を提供すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、訪問看護に関すること。
- 5 理事長は、訪問看護を提供するに当たって必要に応じ、次に掲げる職員の職を置くことができる。
 - (1) 作業療法士
 - (2) 理学療法士
 - (3) 言語聴覚士
 - (4) 精神保健福祉士
 - (5) 事務員その他ステーションの運営に関し必要な職員
- 6 前項各号に掲げる職員の職の職務は、病院運営規則第14条第2項に規定するもののほか、次に定めるとおりとする。
 - (1) 前項第1号から第4号までに掲げる職員の職にあつては、次のとおりとする。
 - ア 訪問看護の提供に係る情報について、看護師等と共有して計画書及び報告書の作成に反映させること。
 - イ 適正な訪問看護(リハビリテーションに限る。)を提供すること。
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、訪問看護に関すること。

(2) 前項第5号に掲げる職員の職にあつては、訪問看護その他ステーションの運営に関する事務又は業務とする。

7 職員の員数は、次の表のとおりとする。

職員の区分	職員の員数
管理者	1人(常勤に限る。)
看護職員	常勤換算で2.5人以上(管理者を含む。)
第5項各号に掲げる職員の職	訪問看護の提供の実情に応じ、必要な数

備考 この表において「常勤換算」とは、厚生労働省が定めるところによる。

(営業日等)

第7条 ステーションの営業日(訪問看護を提供する日をいう。以下同じ。)は、月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの間をいう。)を除くものとする。

2 ステーションの営業時間(訪問看護を提供する時間をいう。以下同じ。)は、営業日の毎日午前9時から午後4時30分までとする。

3 ステーションは、前2項の規定にかかわらず、営業時間以外の時間においても常時、利用者又はその家族からの連絡及び相談に対応できる体制とする。

4 ステーションの開所日及び開所時間は、病院運営規則第9条第3項第1号及び第2号に定めるところによる。

(訪問看護の提供方法等)

第8条 訪問看護の提供は、次に定めるところとする。

(1) 利用者若しくは利用申込者又はこれらの家族の申出により主治医が交付した指示書に基づき、ステーションが計画書を作成したうえで訪問看護を提供する。

(2) 利用者若しくは利用申込者又はこれらの家族が直接ステーションに訪問看護の利用を申し込み、かつ、主治医が指示書を交付していない場合にあつては、当該主治医に指示書を交付するよう助言する。

(3) 利用申込者に主治医がいない場合であつて、かつ、訪問看護を利用しようとする場合にあつては、管理者が主治医を定め、かつ、当該利用申込者又はその家族に当該定めた主治医から指示書の交付を受けるよう助言する。この場合において、主治医を定めることが困難な場合にあつては、関係機関に調整等を求めるものとする。

2 管理者は、正当な理由がなく訪問看護の提供を拒んではならない。ただし、管理者が利用申込者の病状、第12条第1項に規定する提供の実施地域等を勘案し、適切な訪問看護を提供することが困難であると認めるときには、当該利用申込者の主治医に連絡して関係機関を紹介する等の必要な措置を講じるものとする。

3 管理者又は看護師等は、訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、次に掲げる事項に関する文書を交付して説明し、及び訪問看護の提供の開始に関する同意を得るものとする。

(1) この規程の概要に関すること。

(2) 職員の勤務の体制に関すること。

(3) 訪問看護に係る利用の手続き、提供の方法、内容等に関すること。

4 管理者及び看護師等は、次に定めるところにより訪問看護を提供するものとする。

(1) 訪問看護の提供にあつては、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(2) 訪問看護を提供するにあつては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(3) 訪問看護の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医に対し情報を提供し、及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

5 職員は、訪問看護を提供したときには、訪問看護サービス記録書等に当該提供した内容その他必要な事項を記入するものとする。

(身分証の携行)

第9条 職員は、訪問看護を提供する際には、身分を証する書類（次項において「身分証」という。）を携行しなければならない。

2 職員は、初回の訪問時及び利用者又はその家族から求められたときには、身分証を提示しなければならない。

(訪問看護の内容)

第10条 提供する訪問看護は、次のとおりとする。

- (1) 病状、障害、全身状態等の観察に関すること。
- (2) 清拭、洗髪その他身体の清潔保持に関すること。
- (3) 食事、排泄その他日常生活の世話に関すること。
- (4) 精神疾患及び認知症の患者の看護に関すること。
- (5) 服薬及び通院の管理に関すること。
- (6) 療養生活への指導、相談及び助言に関すること。
- (7) 家族に対する療養上の指導、相談及び助言並びに家族の健康管理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、主治医の指示による医療処置に関すること。

(利用料)

第11条 理事長は、訪問看護を提供したときには、基本利用料及びその他の利用料について、次に定めるところにより利用者に請求するものとする。

- (1) 基本利用料にあつては、医療保険各法の規定によるものとする。
- (2) その他の利用料にあつては、別表のとおりとする。

2 管理者は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、基本利用料及びその他の利用料に関する内容及び金額を記載した文書により説明を行い、及び同意を得るものとする。この場合において、当該同意を得たときには、当該利用者又はその家族に同意書の提出を求めるものとする。

3 理事長は、利用者又はその家族から基本利用料及びその他の利用料の支払いを受けたときには、当該支払いに係る訪問看護の提供の内容を記載した領収書及び明細書を交付するものとする。

4 理事長は、公費負担医療による訪問看護を提供したときには、利用者又はその家族に対し、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る明細書を交付するものとする。

(提供の実施地域)

第12条 訪問看護を提供する地域は、原則として奈良県内の次に掲げる市町村とする。

- (1) 高市郡に属する町村
- (2) 橿原市、大和高田市、桜井市及び御所市
- (3) 吉野郡大淀町

2 管理者は、前項各号に掲げる市町村以外の市町村に居住する在宅療養者から訪問看護の利用の申込みがあった場合には、当該在宅療養者の居住地その他の事情を考慮して訪問看護を提供することができるものとする。

(緊急時の対応)

第13条 職員は、訪問看護の提供中において、利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡して適切な処置を行わなければならない。この場合において、当該主治医への連絡が困難なときは、救急搬送その他適切な措置を講じるものとする。

2 職員は、前項の処置を行い、又は措置を講じたときには、速やかに当該主治医及び管理者に報告しなければならない。

(24時間対応)

第14条 管理者は、営業日における営業時間外及び営業日以外の日において、利用者又はその家族からの看護に関する緊急連絡に対し、常時対応できる体制（次項から第5項までにおいて「24時間対応体制」という。）を確保するものとする。

2 管理者は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、24時間対応体制に関する内容の説明を行い、及び同意を得るものとする。この場合において、当該同意を得た利用者に対し、ステーションの名称、所在地、電話番号、連絡方法その他必要な事項を記載した文書を交付するものとする。

3 24時間対応体制は、看護師等が携帯電話等で待機するものとし、利用者又はその家族から連絡があったときであって、当該連絡の内容により訪問看護が必要と判断したときには、当該連絡があった利用者又はその家族の同意を得て訪問看護を提供するものとする。

4 24時間対応体制は、次のとおりとする。

(1) ファースト（主として待機する場合をいう。）

(2) セカンド（ファーストが対応できない場合に従として待機する場合をいう。）

5 管理者は、利用者の人数その他の事情を考慮し、24時間対応体制が十分に確保できると判断したときには、前項第2号のセカンドを置かないことができるものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 職員は、訪問看護の提供中において、利用者に事故が発生したときには、速やかに当該利用者の家族及び関係機関に連絡するとともに、適切な措置を講じなければならない。

2 職員は、前項の事故に対する措置その他必要な事項を記録しなければならない。

3 理事長は、第1項の事故により利用者に損害が生じたときには、当該損害に対し、必要な範囲内において賠償するものとする。

(相談等への対応)

第16条 職員は、利用者又はその家族からの相談、要望、苦情等に対し、迅速かつ誠実に対応するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の保護)

第17条 職員は、利用者及びその家族の個人情報を適切に管理し、及び保護しなければならない。

2 職員は、職務上及び業務上知り得たいかなる情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 利用者の個人情報の保護については、前項に定めるもののほか、病院運営規則、就業規則、医療法人中川会飛鳥病院倫理規程（令和5年11月1日施行。以下「倫理規程」という。）及び医療法人中川会飛鳥病院個人情報保護規則（平成18年10月1日施行）に定めるところによるものとする。

(人権擁護及び虐待防止)

第18条 職員は、利用者の人権を擁護するとともに、いかなる理由があっても利用者に対し虐待を行ってはならない。

2 利用者の人権の擁護及び利用者への虐待の防止については、前項に定めるもののほか、倫理規程及び虐待防止対策マニュアル（令和6年3月15日制定）に定めるところによるものとする。

(ハラスメント防止)

第19条 職員は、いかなる理由があっても利用者及びその家族、他の職員並びに関係する者に対し、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメ

ント、ケアハラスメント、モラルハラスメント及びその他のハラスメント（次項において「ハラスメント」という。）を行ってはならない。

- 2 ハラスメントについては、前項に定めるもののほか、就業規則及び医療法人中川会飛鳥病院ハラスメント防止規程（令和6年1月1日施行）に定めるところによるものとする。

（身体拘束等の禁止）

第20条 職員は、訪問看護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ないと認められる場合を除き、身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。次項において同じ。）を行ってはならない。

- 2 身体的拘束等については、医療法人中川会飛鳥病院行動制限最小化委員会要綱（平成16年5月1日施行）及び行動制限最小化指針（令和5年9月1日施行）に定めるところによるものとする。

（業務継続計画等）

第21条 理事長は、感染症が発生した場合において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時における体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に基づき必要な措置を講じるものとする。

- 2 災害が発生した場合における訪問看護の提供を継続的に実施するための対応については、飛鳥病院事業継続計画（令和7年7月1日策定）によるものとする。

（重要事項の掲示等）

第22条 管理者は、次に掲げる事項（次項において「重要事項」という。）について、ステーションの見やすい場所に掲示するものとする。

- (1) この規程の概要に関すること。
- (2) 職員の勤務の体制に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、利用申込者の訪問看護の選択に資すると認められる事項に関すること。

- 2 管理者は、重要事項について、病院のホームページに掲載するものとする。

（会計の区分）

第23条 理事長は、訪問看護の事業に係る会計と法人のその他の事業に係る会計とを区分するものとする。

（記録の整備等）

第24条 理事長は、職員、設備及び備品並びに会計に関する諸記録を整備するものとし、当該諸記録の保存期間は、2年とする。

- 2 理事長は、利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を整備するものとし、当該諸記録の保存期間は、2年とする。

- 3 諸記録その他の文書の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、医療法人中川会飛鳥病院庶務規程（令和5年11月1日施行）に定めるところによるものとする。

（その他）

第25条 この規程に定めるもののほか、訪問看護に関し必要な事項については、理事長の承認を得て、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行し、ステーションの指定の日から適用する。

別表 その他の利用料

項 目	適 用 区 分	算 定 基 礎 額
長時間利用料	長時間の訪問を要する利用者に対し、1回の訪問看護の提供につき、90分を超えた場合	当該超えた時間に対し、30分当たり3,000円
時間外利用料	営業時間以外の時間において、利用者又はその家族等の求めに応じて訪問看護を提供した場合	当該提供した時間に対し、30分当たり3,000円（深夜にあつては、6,000円）
休日利用料	営業日以外の日において、利用者又はその家族等の求めに応じて訪問看護を提供した場合	当該提供した時間に対し、30分当たり3,500円
キャンセル料	利用者の申出により訪問看護の提供を中止する場合であつて、当該申出が当該提供の日の営業時間が始まる時刻までにされなかった場合	中止1回につき、3,000円
交 通 費	実施地域外提供であつて、第12条第1項に規定する提供の実施地域を越えた地点から利用者の居住地までの経路に基づく距離が5キロメートルを超える場合（当該居住地までの移動にステーションの自動車等を使用した場合に限る。）	実施地域外提供1回につき、当該超えた距離に対し、5キロメートルごとに500円
	実施地域外提供であつて、利用者の居住地までの移動に公共交通機関等を使用した場合	実施地域外提供1回につき、当該公共交通機関等の使用に係る交通費の実費相当額
駐 車 料 金	ステーションの自動車等を利用者の敷地等に駐車することが不可能なため有料の駐車場を利用した場合	有料の駐車場の利用1回につき、当該利用に係る費用の実費相当額
衛 生 材 料 費	指定訪問看護サービスの実施において、ケア、処置等を行うに当たり衛生材料が必要な場合	当該衛生材料に係る費用の実費相当額

備考

- 1 この表における用語の意義は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 「深夜」とは、午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。
 - (2) 「実施地域外提供」とは、第12条第2項の規定による訪問看護の提供をいう。
 - (3) 「自動車等」とは、自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通の用具をいう。
 - (4) 「公共交通機関等の使用に係る交通費」とは、鉄道又はバスの使用に係る旅客運賃及びタクシー等の使用に係る車賃をいう。
- 2 訪問看護療養費における長時間訪問看護加算又は精神科訪問看護基本療養費における長時間精神科訪問看護加算を算定した日は、長時間利用料を算定することができない。
- 3 訪問看護療養費における夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算又は精神科訪問看護基本療養費における夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算を算定した時間は、時間外利用料を算定することができない。

- 4 営業日以外の日における営業時間以外の時間に訪問看護を提供した場合は、休日利用料及び時間外利用料を算定することができる。
- 5 利用者の申出により訪問看護の提供を中止する場合であって、当該中止の理由が利用者の病状の急変、緊急の入院その他やむを得ない事由である場合は、キャンセル料を算定しないものとする。
- 6 自動車等を使用した場合における交通費に係る距離の算定については、自動車等による経路に基づく距離とする。
- 7 算定基礎額欄の30分当たりの時間を算定する場合においては、次に定めるとおりとする。
 - (1) 超えた時間又は提供した時間が30分に満たない場合にあっては、30分とする。
 - (2) 超えた時間又は提供した時間が30分を超える場合において、30分ごとに達した時間を超えた時間がある場合にあっては、当該超えた時間が15分に満たないときはこれを切り捨て、当該超えた時間が15分に達しているときは30分に切り上げるものとする。
- 8 その他の利用料の額は、第1号に掲げる額に第2号に掲げる額を加えて得られた額とする。
 - (1) この表の規定に基づき算定された額
 - (2) 前号の額から実費相当額を差し引いて得られた額を基礎とする消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額